

建設工事入札における入札参加者の区分について

市内業者	①市内に本店を有する者 ②市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に定める支店又は営業所を有する者で、次のアからエに掲げる要件を全て満たす者 ア 支店又は営業所等に見積、入札、契約締結及び履行など、契約の締結に係る実態的な行為が委任されていること イ 「法人の設立等に関する届出書」による届出を行い、法人市民税を納付している者であること ウ 直近の法人市民税の確定申告等における本市分の従業者数が 2 名以上であること エ 市内における支店又は営業所の営業年数が <b>5 年以上</b> あること
準市内業者	市内に支店又は営業所を有する者で、上記②のア、イ及びウの要件は満たすが、エの要件は満たさない者
市外業者	市内業者及び準市内業者以外の者